

直島町地域おこし協力隊員募集要項

直島町は、香川県高松市の北方13km、岡山県玉野市の南方3kmの備讃瀬戸最狭部に位置する大小27の島々からなる町です。金と銅の製錬などで栄え、現在では製錬に加え、環境やアートの町として知られています。特に現代アートを楽しもうと、国内外から多くの観光客が集まっていますが、少子高齢化や人口減少もあって、地域の将来を担う人材が不足しています。

そこで、島外からの人材を受け入れて、地域に活力を与え、魅力ある町にするために「地域おこし協力隊員」を次のとおり募集します。

1. 募集人員 1名

2. 活動地域

直島町内

3. 活動内容

- (1) 空き家・空き地対策に関する活動
- (2) 移住促進に関する活動

4. 募集対象

募集対象者の条件は、次のとおりとします。

- (1) 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住しており、任用後、直島町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方
- (2) パソコンの操作（ワード、エクセル、イラストレーター、フォトショップ等）、情報発信ができる方
- (3) 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方
- (4) 地域住民と協力しながら、地域の活性化のための活動に取り組める方
- (5) 応募時点で、年齢20歳以上の方
- (6) 性別は問いません。
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

※ 「3大都市圏をはじめとする都市地域等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部、政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村。

（詳しくはお問い合わせ下さい。）

5. 雇用形態及び期間

- (1) 直島町の会計年度任用職員とします。
- (2) 任用期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日とします。ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して、最長で任用日から3年まで延長します。年度単位で更新とします。

6. 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日は、原則週5日で月曜日から金曜日とします。
- (2) 勤務時間は、1日当たり7時間を基本とします。（8時30分～16時30分）
- (3) 休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

7. 報酬

- (1) 時給1,011円（参考月額141,540円【月20日で計算】）
（この額から社会保険料の本人負担分等が控除されます。）
- (2) 上記勤務日及び勤務時間以外の時間に勤務した場合は、町の支給基準により、時間外勤務手当を報酬として支給します。
- (3) 期末手当を2.55月分（初回任用時は1.64月分）、6月・12月に分けて支給します。
- (4) 通勤に要する経費を町の支給基準により、費用弁償として支給します。

※ 1年目の合計年額240万円程度

8. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険料（雇用保険・厚生年金・健康保険）に加入します。
- (2) 家賃については、月額3万円を限度に町が負担します。
転居に係る費用・生活備品・光熱水費等については、各隊員が持参、または個人負担となります。
- (3) その他、活動に必要な経費について、予算の範囲内で町が支給します。

9. 応募手続

- (1) 申込受付期間
令和2年10月1日（木）から令和3年1月29日（金）まで（必着）
- (2) 提出書類
所定の応募用紙に住民票を添付の上、直島町まちづくり観光課に郵送又は持参して下さい。

10. 選考の流れ

(1) 審査方法

(第1次選考)

書類審査の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

(第2次選考)

第1次審査合格者について面接審査を行います。日時等は第1次審査結果を通知する際にお知らせします。

※選考日：令和3年2月中旬頃

【申込・問い合わせ先】

〒761-3110 香川県香川郡直島町1122番地1

直島町まちづくり観光課「地域おこし協力隊」担当宛

電話：087-892-2020

FAX：087-892-3888

E-mail：matidukuril@town.naoshima.lg.jp